

○農林水産省告示第九百十七号
 出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十二年十一月十九日 農林水産大臣 鹿野 道彦

| 出願品種の属する農林水産植物の種類 | 出願品種の名称 | 出願者の氏名又は名称及び住所又は居所 | 品種登録出願の年月日及び取下げの日 |
|-----------------------------------|-----------------|---|-----------------------|
| Chrysanthemum x morifolium Ramat. | 大陽のケリズン サーモン | 沖縄県花井園芸農業協同組合 沖縄県浦添市伊奈武瀬一丁目10番1号 | 第21831号 平成22年9月29日 |
| " | 蘆 | 世川民夫 富山県富山市東大久保580番地 | 第22073号 平成22年9月21日 |
| Dianthus caryophyllus L. | ヒルボテス | Hilverda Kooij B.V. Mijnsheerweg 15, 1424CA De Kwakel The Netherlands | 第22885号 平成22年9月21日 |
| " | ヒルテスピンク | " | 第22886号 平成22年9月21日 |
| " | ノアロック | HYBRIDA s.r.l. SANREMO (IM) STRADA VILLETTA 19 cap 18038 ITALY | 第23710号 平成22年9月21日 |
| " | KLEDS06013 | " | 第23712号 平成22年9月21日 |
| " | KLEDS07539 | Per Klemm Hanfacker 10 70378 Stuttgart Germany | 第23714号 平成22年9月21日 |
| " | KLEDS08592 | " | 第23715号 平成22年9月21日 |
| Rosa L. | リトルアリンセス ハート | 酒井清十郎 愛知県豊川市平井町小野田36 | 第21969号 平成22年9月27日 |
| " | リトルアリンセス ホップ | " | 第21970号 平成22年9月27日 |
| Verbena L. | DANTWIN37 | Danziger-Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva. 50297 Israel | 第20671号 平成22年9月7日 |
| " | DANTWIN38 | " | 第20672号 平成22年9月7日 |

○特許庁告示第九号
 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七條の規定に基づき、次のとおり登録を行ったので、同法第三十九條において準用する同法第三十四條の規定に基づき公示する。
 平成二十二年十一月十九日 特許庁長官 若井 良行

| 登録番号 | 登録年月日 | 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 | 登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称 | 登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地 |
|------|-------------|--|----------------------|--|
| 第十九号 | 平成二十二年十一月九日 | 株式会社サムライネット ワーク 東京都新宿区新小川町5番5号 代表取締役 西澤 統一 | 三十三 先行技術調査（情報処理） | 株式会社サムライネットワーク 東京都新宿区新小川町5番5号サンケンビル |

○国土交通省告示第十三百六十九号
 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二條の規定に基づき、告示する。
 平成二十二年十一月十九日 国土交通大臣 馬淵 澄夫

事業場の名称 事業場の所在地
 株式会社浪速ボツテ製 福井県坂井市三国町池上
 住所 福井事業所 112

認定に係る物件の範囲 有効期間
 内燃機関の冷却ボツテ 平成22年11月28日から
 平成27年11月27日まで

内燃機関の潤滑油ボツテ " "
 燃料油移送ボツテ " "
 ヒルシボツテ " "

標柱五号から二九六度三四分六秒
 四一・九五メートルの地点 六号
 標柱六号から三三〇度一八分五七秒
 四四・一四メートルの地点 七号

（一）砂防法第二条の土地に係る河川の名称 水戸南川
 坂本谷川

（二）砂防法第二条の土地の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一と七号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の水戸南川の中心線から左岸九メートル右岸十三メートルまでの土地の区域（平成八年建設省告示第二千二百六号で指定した同号に掲げる土地の区域を除く）
 山口県山口市阿東徳佐中
 字竹ヶ谷 一三七番 一号
 七一番 二号
 八七番 三号
 一五番 四号
 一三三番 六号
 一六〇番 七号
 一三七番 八号
 一三五番 五号
 字水戸 五三番 五号

（一）砂防法第二条の土地の表示
 坂本谷川

（二）砂防法第二条の土地の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域並びに標柱一と七号を結んだ線から標柱七号と八号を結んだ線までの区間の水戸南川の中心線から左岸九メートル右岸十三メートルまでの土地の区域（平成八年建設省告示第二千二百六号で指定した同号に掲げる土地の区域を除く）
 山口県山口市阿東徳佐中
 字竹ヶ谷 一三七番 一号
 七一番 二号
 八七番 三号
 一五番 四号
 一三三番 六号
 一六〇番 七号
 一三七番 八号
 一三五番 五号
 字水戸 五三番 五号